

実務経験により専任技術者になる場合に必要な証明書（特定建設業許可で、実務経験により監理技術者になる場合（指定建設業は不可）にも必要）

実務経験証明書

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 21 年 4 月 1 日

証明者は、証明期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主
証明者が申請者以外の建設業者の場合は、許可番号、許可日、許可業種を左の余白に記入する

福島市杉妻町2番16号
福島土木 株式会社
代表取締役 福島太郎

証明者

印

被証明者との関係

社員

記

技術者の氏名	佐藤 一	生年月日	S. 28. 9. 17	使用された期間	平成 2 年 4 月から 平成 21 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	福島土木株式会社		実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する		
職名	実務経験の内容		実務経験年数		
工事部現場主任	〇〇邸庭園工事		3年 4月から 3年 8月まで		
実務経験を得た時の所属(部課名等)を書く 所属が存在しない場合は「事業主」「現場監督」「職長」などの職名を書く	〇〇商店街緑道整備工事		3年 9月から 4年 3月まで		
	〇〇学園園庭改修工事		4年 4月から 5年 3月まで		
	〇〇邸外構植栽工事		5年 4月から 5年 12月まで		
◎実務経験で専任技術者になるために必要な期間 【一般建設業】 建設業法第7条第2号イ 大学(所定学科:別表2)卒業者・・・3年以上 高等学校(所定学科:別表2)卒業者・・・5年以上 建設業法第7条第2号ロ 10年以上 建設業法第7条第2号ハ ①登録地すべり防止工事試験に合格した者、登録計装試験に合格した者、建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者・・・合格後1年以上 ②職業能力開発促進法による技能検定2級に合格した者・・・合格後3年以上(H16. 4. 1以前の合格者は1年以上) ③電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者・・・交付後3年以上 ④電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者・・・交付後5年以上 ⑤電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者・・・交付後5年以上 【特定建設業】 一般建設業に必要な期間に加えて、指導監督の実務経験(様式第十号)二年以上が必要です。(指定建設業の場合は、実務経験で専任技術者になることはできません。				6年 4月から 7年 3月まで	
				7年 4月から 8年 3月まで	
				8年 4月から 9年 3月まで	
				9年 4月から 9年 10月まで	
				10年 4月から 10年 12月まで	
				11年 4月から 12年 3月まで	
工事課工事係長	〇〇公園改修工事		12年 4月から 13年 3月まで		
〃	〇〇高校植栽工事		13年 5月から 14年 2月まで		
工事課長	道の駅〇〇植栽工事		14年 4月から 14年 8月まで		
〃	〇〇市街路改修工事		15年 4月から 16年 3月まで		
〃	〇〇公園改修工事		18年 3月から 19年 3月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	やむを得ない事情により自己証明をする場合に、その理由を記載する 例)平成〇年〇月〇日会社解散のため、 平成〇年〇月〇日事業主死亡のため 等		合計 満 11年 2月		

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載した実務経験年数の合計を記載
始まるの月は計算しない。